

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請人 住所
氏名

小型船舶用物揚場使用許可申請書

下記により小型船舶用物揚場を使用したいので、青森県港湾管理条例第3条の規定による許可の申請をします。

記

使用施設名	港		
船名		船舶検査証 番号又は セール番号	
船の規格		船の長さ	メートル
船の幅	メートル	喫水	メートル
船の特徴	(色、材質等)	船の製造年月	年 月
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
連絡先	(電話番号)		

注1 船舶安全法上の検査を要する船舶については、船舶検査証書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

※ 海上保管施設の場合

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

青森県知事 殿

申請人 住所 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎〇-〇
氏名 港湾 次郎

小型船舶用物揚場使用許可申請書

下記により小型船舶用物揚場を使用したいので、青森県港湾管理条例第3条の規定による許可の申請をします。

記

使用施設名	野辺地	港	海上 〇〇
船名	〇〇〇	船舶検査証 番号又は セール番号	
船の規格	メーカー名等 〇〇〇-〇	船の長さ	〇.〇メートル
船の幅	〇.〇メートル	喫水	〇.〇メートル
船の特徴	(色、材質等) ブルー、FRP	船の製造年月	H〇〇 年 〇〇 月
使用期間	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで		
連絡先	申請人住所と同じ(※違う場合は記載ください。) (電話番号) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

注1 船舶安全法上の検査を要する船舶については、船舶検査証書の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

申請要領（海上保管施設、陸上保管施設の申請共通）

1. 申請書記載方法

別紙記載例をご参照ください。

※ 使用期間は最長でその年度の3月31日までとなりますので、ご注意願います。

2. 添付書類

● 申請書

● 船舶検査証書の写し

● 小型船舶操縦免許証の写し

※ 申請書に記載の住所と小型船舶操縦免許証の住所が異なる場合、申請人の住所及び本人確認ができる書類（自動車免許証の写し、住民票など）を添付してください。

※ 船の所有者が本人以外の場合、リース契約書の写しや所有者からの同意書など、所有者との関係がわかるものを添付してください。

※ ボートパークの管理にあたり、陸上保管施設使用の際、併せて使用される架台又はトレーラ等の特徴を把握するため、別紙「架台等の特定のための参考情報について」を添付してください。

3. 注意事項

申請書の提出は、原則として使用を希望する日の14日前までにお願います。
（使用開始希望日の前月の同じ日から受け付けます。）

【例：使用開始希望日が4月21日の場合3月21日から受け付けます。】

許可は、原則として申し込み順によりますが、申請書の受付日が同日で施設の使用希望者が多数の場合は抽選により決定しますので、ご希望に添えない場合もあります。

使用料は利用期間分の一括納入であり、納入した使用料は原則として還付しませんので、利用申し込みの際には使用期間等に十分配慮してください。

4. 許可証（ステッカー）の添付

ボートパークの管理にあたり施設使用船舶等の確認のため、指令書を送付の際同封する許可証（ステッカー）を、船舶及び架台又はトレーラ等の見えやすい所に添付してください。

5. 保険は大丈夫ですか？

万が一に備えて保険の加入をおすすめいたします。

6. 参考（使用料金の計算例）

青森県港湾管理条例等により算定しますので、下記条例（抜粋）と計算例を参考にしてください。

例1. 船舶の長さ5.4mの船で陸上施設を4月1日から11月30日まで使用する場合。

1,320円×6m×8月=63,360円

（延長に1mに満たない端数がある場合1mとして計算→5.4mは6mとして計算）

（期間：4月1日～11月30日の8ヶ月）

例2. 船舶の長さ5.4mの船で海上施設を5月15日から10月31日まで使用する場合。

1,483円×6m×5月+1,483円×6m×(17/31)=44,490+4,879=49,369円

（延長に1mに満たない端数がある場合1mとして計算→5.4mは6mとして計算）

（期間：5月15日～10月14日の5ヶ月+10月15日～10月31日の17日）

（使用期間に1月に満たない端数があるときは端数部分について日割りで計算）

青森県港湾管理条例（はまなすボートパーク関係抜粋）

（使用の許可）

第3条 港湾施設（臨港道路及び港湾法第54条の3第7項の規定により貸し付けているものを除く。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（使用料の納入等）

第13条 使用者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が岸壁又は栈橋を使用する場合は、この限りでない。

別表第1（第13条関係）（はまなすボートパーク関係抜粋）

区	分	使用料の額
2 小型船舶用物揚場	野辺地港野辺地地区	船舶の長さ1メートルにつき 月額 1,483円
12 船舶保管施設	野辺地港	船舶の長さ1メートルにつき 月額 1,320円

備考（はまなすボートパーク関係抜粋）

2 使用料が月額で定められているものについて、使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について日割りで計算する。

4 延長が1メートルに満たないとき、又は延長に1メートルに満たない端数があるときは、その総延長又は端数部分について1メートルとして計算する。

青森県港湾管理条例施行規則（はまなすボートパーク関係抜粋）

（使用料の納入方法等）

第5条 使用料の納入方法は、小型船舶用浮栈橋、船揚場、上屋、待合所、野積場、船舶保管施設、管理棟又は港湾施設用地に係る使用料にあつては前納、その他の港湾施設に係る使用料にあつては前納又は後納とする。ただし、港湾施設用地の使用に係る許可の期間が当該許可を受けた日の属する年度の翌年度以降にわたる場合において知事が必要があると認めたとときに限り、翌年度以降の年度分の港湾施設用地の使用に係る使用料は、毎年度、当該年度分を当該年度の4月30日までに納入することができる。